

第5回

藤井もとゆきの
国政メモワール

前参議院議員／薬学博士 藤井 基之



【我が国の薬学教育（その1）】

我が国の薬学教育を担う大学薬学部は令和4年度時点で77大学79学部を数えます。入学定員の内訳は表1の通りであり、私立大学のウェイトが大きく、総入学定員13,095人の87.9%、6年制に限れば90.5%と9割を超えます。薬学部学生数は70,515人、全学部学生数2,632,216人の2.68%を占めます。

届出薬剤師数は平成28年末時点で30万人に達し、令和2年12月31日現在における届出薬剤師数は321,982人、うち58.7%にあたる188,982人が「薬局の従事数」となっています。

いつ頃から薬学教育が進み、薬剤師数が拡大してきたのか？については次稿でも触れますが、まずは薬学教育萌芽期の明治時代にさかのぼります。

○その萌芽から1949年（昭和24）の学制改革まで

明治政府は1869年（明治2）ドイツ医学の採用を決定。招聘した医学教師2名ミュレルとホフマンは1871年（明治4）来日しました。日本の医療をみて、ミュレルはドイツ医学を実践するには薬学教育が必要と建議。文部省はホフマンに諮問し、医薬分業制度とともに、製剤学校設立等を求める「製剤取調之方法」を1873年（明治6）太政官に具申。欧米視察後の長与専斎は6月「製薬学校設立の儀につき伺い」を提出します。

そして、今から150年前、1873年（明治6）

表1 薬学部入学定員数の内訳（令和4年度）

入学定員	総数	国立	公立	私立
6年制	11,682	621	485	10,576
4年制	1,413	508	90	815

（「文部科学省資料」より作成）

7月25日に「製薬学科設置の件」（文部省省令104号）が告示されました。

「今般 第一大学区東京医学校中に製薬学一科の教場を附属し、予科本科の二等を設け、予科は…。本年9月1日より20人の製薬学生徒を取り予科に入らしむるを許す。」

予科2年本科3年の5年制大学教育であり、我が国の薬学教育の萌芽といえます。写真1にあるように、1878年（明治11）、下山順一郎（後の日本薬剤師会第2代、第4代会長）、丹波敬三（同第5代会長）、丹羽藤吉郎（同第6代、第7代、第9代会長）ら9名の一期生が卒業します。

また、1875年（明治8）には、製薬学科に薬舗主を速成する目的で2年制の「通学生」制度を開講。1879年（明治12）23名の一期生が卒業します。翌1880年（明治13）別課製薬学科と改称され3年制となり、廃止される1887年（明治20）までに初代日本薬剤師会総理 正親町実正おおぎ まちさねまさら200名余の卒業生を輩出しました。

大学は1886年（明治19）3月1日「帝国大学」と改称され、製薬学科は3年制の薬学科となり、1890年（明治23）池口慶三（日本薬



写真1 大学製薬学科（現東京大学薬学部）

前列向って左より
 小山哉、高橋三郎、吉田學、丹波敬三、
 ランガールト教師、下山順一郎、丹羽
 藤吉郎、納富嘉博、高橋増次郎の諸先生、
 （以上即ち我學薬学部最初の卒業生、但
 三村徳太郎先生を缺く）

表2 薬剤師数の推移

年	薬剤師数	(内)大学卒	(内)薬学専門学校卒
1890 (明治23)	2,689	142	—
1895 (28)	2,939	162	81
1900 (33)	3,362	165	183
1905 (38)	3,379	128	302
1910 (43)	4,643	146	573
1915 (大正4)	6,019	161	858
1920 (9)	8,420	128	1,397
1925 (4)	13,569	174	3,137
1930 (昭和5)	19,107	227	7,536
1935 (10)	24,957	305	14,061
1940 (15)	31,094	478	20,774

〔厚生省医務局編 医制百年史〕より作成

剤師会第8代会長)ら5名が卒業。また薬学科には「選科」の過程が設けられ、薬舗開業免状のあるものが入学、1888年(明治21)一回生4名が卒業します。

大学製薬学科とは別に、文部省は1882年(明治15)7月18日「薬学校通則」を布達しました。修学年限が3年の甲種は薬剤師の具成を図り、修学年限2年の乙種は薬剤師の速成を図るもの。初期に設立された薬学校はいずれも乙種でした。その後1913年(大正2)薬剤師受験資格を修学年限3ヵ年以上の薬学校卒業生とする「薬剤師試験規則」の改正を受け、薬学校はこぞって3年制に変更します。

加えて1889年(明治22)6月18日文部省は千葉、仙台、岡山、金沢、長崎の高等中学校医学部に3年制の薬学科を併置しました。

表2は「薬律」の施行された1890年以降の薬剤師数の推移を示します。

医薬分業等を規定した我が国初の医薬制度「医制」が公布されたのは1874年(明治7)8月。薬剤師(薬舗主)には必ず試験を要するとされたものの、同様に規定されている医薬試験には多くの例外規定が設けられ、多数の漢方医にも無試験で医師免許が与えられることとなり、医師と薬剤師の人数差が拡大します。薬剤師制度、薬局制度、医薬分業等を規定した法律「薬品営業並薬品取扱規則」

(薬律)は、1889年(明治22)3月公布され、翌年施行されましたが、1890年(明治23)の政府統計では医師数4万215人に対し、薬剤師数はわずか2,689人。医薬分業実施が困難とならざるをえない要因の一つとなりました。

ドイツ医学の導入にかける関係者の努力にも関わらず、受診した医師から薬をもらう我が国の医療慣習は簡単には変わりません。また、国民の間に薬学・薬剤師の何たるかの理解が高まることもかなわず、国内医薬品生産事業も、薬学教育は振るわぬまま、時が経過することに。

1914年(大正3)7月第一次世界大戦が勃発して外来薬品の不足をきたし、初めて国産化の動きが出てきます。そして昭和に入り国産化を考慮した1932年(昭和7)の日本薬局方改正等もあり、薬学専門学校卒業薬剤師を軸に、薬剤師数も増加します。

第二次世界大戦後、1949年(昭和24)の学制改革を迎え4年制の新制大学が発足し、薬学教育も19学部入学生員1,565人で再スタートを切ることとなりました。